

## 登記及び測量等業務委託契約書

### 群馬県公共嘱託登記共同受託体

前橋市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）  
は、次のとおり業務委託契約を締結する。

#### （委託）

第1条 発注者は、用地の買収・売却・管理等に伴う登記及び測量等業務並びにこれに関係する業務を受注者に委託するものとする。

2 受注者は、別紙仕様書に基づき業務を履行するものとする。

#### （期間）

第2条 委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

#### （委託料）

第3条 委託単価は、別紙のとおりとする。

#### （契約保証金）

第4条 発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

#### （発注方法）

第5条 発注者は、受注者に業務を発注する場合、別紙発注票により行うものとする。

#### （成果品の納入）

第6条 受注者は、発注者の指定した日までに登記及び測量等の成果品を納入するものとする。

2 前項に規定する成果品は、登記については登記済証、測量については成果簿及び図面等とする。

#### （検査及び引渡し）

第7条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了届の提出のあった日から、10日以内に当該目的物について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、業務の内容について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 受注者は、前項の検査に合格したときは、ただちに業務完了引渡書とともに成果品を発注者に引渡すものとする。

#### （委託料の支出）

第8条 受注者は、前条の規定に基づく検査に合格した後、書面をもって委託料を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の調査)

第11条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは契約を解除することができる。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項及び契約事項の解釈上生じた疑義については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和4年 4月 1日

発注者 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 山本

龍

受注者 前橋市鶴光路町19番地2

群馬県公共嘱託登記共同受託体

代表者 小池 隆



## 仕 様 書

### 1 業務の目的

本業務は、公共用地の取得、売却及び管理に伴い、正確な境界の確定及び分筆登記並びに所有権移転等を目的に業務を実施する。

### 2 業務の実施場所

発注者の指示する場所とする。

### 3 業務内容

- (1) 境界確定業務
- (2) 測量及び登記業務等

### 4 作業にあたっての遵守事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と事前に協議を行うものとする。
- (2) 業務の遂行にあたって、民地に立ち入る場合は、事前に関係する地権者の同意を得ることとし、関係者から誤解を受けることのないように努めること。
- (3) 業務を遂行する場合、従事者の事故を防止するために安全確認を行うこと。
- (4) 発注者と協議が必要な場合は、速やかに連絡すること。

### 5 成果品一覧表

別紙のとおりとする。

成果品については、一覧表の中から発注者が指示するものを納入するものとする。

### 6 成果品の納入時期

発注者の指示する時期とする。

### 7 成果品の規格

- (1) 図面は、日本工業規格A列3またはA列2とする。
- (2) 測量業務成果品の用紙は、日本工業規格A列4とする。
- (3) 立会を伴う境界確認書は、日本工業規格A列4とする。
- (4) 登記については、日本工業規格A列4またはB列4とする。

### 8 成果品の納入部数

発注者の指示によるものとする。

### 9 発注者が用意する資料

譲与関係に伴う業務を受注した業者は、発注者が提供する資料に基づき、業務を行うものとする。

成果品一覧表

項 目	成 果 品
測量関係	
① 境界確認	立会人名簿 立会人依頼通知書 土地境界立会確認書
② 補助基準点測量	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記
③ 復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿 写真を含む ※復元測量は、国家座標に基づき行うものとする。
④ 永久境界杭埋設	埋設位置図 埋設位置座標 巾杭一覧表 写真
譲与関係	
	平面図 ※縮尺は1/500を標準とする ※公図写しと同様に申請財産及び区域を明示する
	公図写し ※連続図とする
	公図連続図 ※連続図は申請財産を斜線とし、道路区域を朱線で明示する ※道路台帳による規定図との重ね図とする
	求積図
	登記簿謄本 ※有地番の財産の譲与を受けようとするときに作成する
登記関係	表題登記 保存登記 分筆に必要な地積測量図 地形図等 ※特段の事情があると認められる場合にあっては、法務局に登記嘱託書を提出していることが確認できる書類をもって、検査を行うことができるものとする。

# 令和4年度前橋市公共嘱託登記土地家屋調査士業務単価表

## 1 調査業務

### (1) 資料調査

ア. 公簿類	イ. 地図類	ウ. 図面類	エ. 疎明書面
1筆	1筆	1筆	1件
900円	900円	1,919円	3,852円

### (2) 現地調査

① 現地調査費	1筆	3,493円
---------	----	--------

② 事前調査	1件	24,538円
--------	----	---------

③ 筆界 確認	作業	ア. 多角測量	イ. 復元測量	ウ. 画地調整	
	数量			1. 区画	17,468円
	1点	14,492円	9,373円	加算1区画ごと	11,594円
	加減率	ア. 地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は30%以内を減算することができる。 イ. 地域区分により、50%以内の加算又は30%以内を減算することができる。 ウ. 作業の難易度により、50%以内の加算又は30%以内を減算することができる。			

④ 立 会	ア. 民有地境界		イ. 公共用地境界	
	作業種別	1点	作業種別	1点
	A立会・確認	5,717円	Aランク	12,338円
	B測距・探索	7,656円	Bランク	41,342円
	C特殊作業	10,816円	Cランク	57,409円
	加減率	地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は30%以内を減算することができる。		

## 2 測量業務

### (1) 面積測量

地積	100㎡以下	200㎡以下	300㎡以下	400㎡以下
標準単価	32,727円	41,268円	47,907円	53,406円

地積	600㎡以下	800㎡以下	1,000㎡以下	2,000㎡以下
標準単価	62,774円	70,587円	77,506円	104,646円

地積	3,000㎡以下	4,000㎡以下	5,000㎡以下	5,000㎡を超えて1,000㎡当たり
標準単価	125,478円	143,046円	158,524円	12,115円加算

加減率	地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は30%以内を減算することができる。			
-----	--	--	--	--

### (2) 境界標設置

作業	ア. 境界点測設	イ. 境界標埋設	ウ. 引照点測量
数量			
1点	7,731円	8,536円	11,996円
加減率	ア. ウ. 地域区分により、50%以内の加算又は30%以内を減算することができる。 イ. 作業の難易度により、80%以内の加算又は30%以内を減算することができる。		

### (3) 境界杭材料費

木杭4.5×4.5×4.5	1本	木杭6×6×60	1本	プラスチック杭	1本
	50円		101円		295円
コンクリート杭	1本	プレート	1枚		
	1,293円		427円		

3 申請手続業務

種 別		単 位 (1件当たり)	単 価	加 算 額
表 題		1筆	17,088円	1筆増すごとに10,388円
分 筆		2筆まで	20,721円	1筆増すごとに4,221円
地積の変更・更正		1筆	15,827円	1筆増すごとに9,044円
地図訂正	図面添付を要するもの	1筆	15,823円	1筆増すごとに9,045円
	図面添付不要のもの	1筆	5,432円	1筆増すごとに 963円
分属表示		1面	2,613円	
合 筆		2筆まで	5,432円	1筆増すごとに 963円
地目の変更		1筆	5,432円	
滅 失		1筆	5,432円	
所有者の更正		1筆	5,432円	
所有者の表示変更・更正		1筆	5,562円	

4 審査請求

1 件	10,185円以内
-----	-----------

5 相談

1 件	3,111円以内	事件受託を伴う場合を除く
-----	----------	--------------

6 書類の作成等

不動産調査報告書	1通	5,326円	1筆増すごとに	963円
----------	----	--------	---------	------

(1) 文書の作成	(2) 謄抄本交付手続及び受領	1通	796円
文案を要するもの	(3) 原本の複製	1通	796円
文案を要しないもの		1通	2,085円

(注) 受注者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である期間は、この単価に、消費税及び地方消費税10%を含むものとする。

# 令和4年度前橋市公共嘱託登記司法書士業務単価表

種 別	単 位	単 価
I. 登記に関する申請の手続き		
1 所有権保存	1 件	9,380円
2 相続	1 件	21,935円
3 所有権移転	1 件	16,485円
4 買戻特約	1 件	5,011円
5 用益権、担保権の設定	1 件	14,048円
6 用益権、担保権の移転又は処分	1 件	11,513円
7 登記名義人の表示変更・更正	1 件	5,562円
8 抹消、変更、その他		
① 所有権の登記	1 件	12,520円
② 所有権以外の登記	1 件	6,227円
II. 書類の作成その他		
1 文案を要するもの（民法903条の特別受益証明書等）		
① 正本	1 枚	4,042円
② その他	1 枚	3,87円
2 文案を要しないもの（共同担保目録のみの作成等）	1 枚	796円
3 謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書 の請求及び受領（委任状作成を含む。）	1 通	796円
4 登記簿閲覧（登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若しくは申請行為の代理に関する場合を除く。）	1 用紙	796円
III. 加算		
不動産の個数が1個を超える分について	1 個	796円
IV. 相談		
（但し、受託事件を伴う場合を除く。）	1 件	2,799円

（注）受注者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である期間は、この単価に、消費税及び地方消費税10%を含むものとする。

申請手続業務単価内訳表

区分	単位 (1件当たり)	単 価		加 算 額	
		内 訳		筆・個数等加算	
				内 訳	
		申請手続	図面等	申請手続	図面等
表 題	1 筆	17,088円		10,388円	
		8,049円	所 1,244円 測 7,795円	1,357円	所 1,243円 測 7,788円
分 筆	分筆後の土地 2筆まで	20,721円		4,221円	
		7,990円	測 12,731円	1,596円	測 2,625円
地積の変更 ・更正	1 筆	15,827円		9,044円	
		8,049円	測 7,778円	1,273円	測 7,771円
合 筆	合筆前の土地 2筆まで	5,432円		963円	
		5,432円		963円	
地目の 変 更	1 筆	5,432円		963円	
		5,432円		963円	
滅 失	1 筆	5,432円		963円	
		5,432円		963円	
所有者の 更 正	1 筆	5,432円		963円	
		5,432円		963円	
所有者の 表示変更 ・更正	1 筆	5,562円		963円	
		5,562円		963円	

(注) 「所」は所在図、「測」は地積測量図の作成を言う。



【公共嘱託登記業務単価表の運用について】

○土地家屋調査士会業務

「共通事項」

- 1 この単価表は、土地の表示に関する調査及び登記事務委託に適用する。
- 2 登記に関する嘱託手続に必要な書類については、原則として委託者において収集するものとし、交付又は貸与するものとする。
- 3 単価には、法務局等における調査（調査費）及び旅費を含む。
- 4 現地調査の費用については、「1 調査業務の（2）現地調査の①現地調査費」の単価を適用する。
- 5 不動産調査報告書の作成については、「6 書類の作成等」の単価を適用する。なお、不動産調査報告書の加算については、1筆増すごとに加算するものとする。
- 6 地積測量図等の分属表示を要した場合は、2面目から1面増すごとに加算するものとする。
- 7 この表に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別に定めるものとする。

「個別事項」

区分	単位	運 用	備 考
表 題	1 筆	<p>①登記簿の表題部に登記されていない未登記の土地について初めてする登記に適用する。</p> <p>②1 嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。</p> <p>③地積測量図の分属表示を要した場合は、2面目から1面につき加算する。</p>	<p>嘱託書の作成、地積測量図、土地所在図等の作成、申請、受領の代理を行うものとする。</p>
分 筆	2 筆 まで	<p>①1筆の土地を2個以上に分割し2筆以上の土地とする登記について適用する。</p> <p>②1筆の土地を3個以上に分割する場合は、 (分筆後の筆数-2) × 加算額とする。</p> <p>③地積測量図の分属表示を要した場合は、2面目から1面につき加算する。</p>	<p>嘱託書の作成、地積測量図、申請、受領の代理を行うものとする。</p>
地積の変更 ・更正	1 筆	<p>①登記簿の表題部に記載されている地積が、当初から実際の地積と異なっている場合又は、土地の一部が流出等によって地積に変動を生じた場合について適用する。</p> <p>②1 嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。</p> <p>③地積測量図の分属表示を要した場合は、2面目から1面につき加算する。</p>	<p>嘱託書の作成、地積測量図、土地所在図等の作成、申請、受領の代理を行うものとする。</p>

地図訂正	1 筆	<p>①登記所備付地図（公図）が実際の地形又は地番と相違している場合に、地図（公図）に関する訂正申出について適用する。</p> <p>②1 嘱託書で2筆以上の嘱託する場合は、1筆増す毎に加算額をそれぞれ加算する。但し、1 嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。</p>	申請書の作成、土地所在図等の作成、申出、受領の代理を行うものとする。
合 筆	2 筆 まで	<p>①2筆以上の土地を合筆し、1筆の土地にする登記に適用する。</p> <p>②3筆以上の土地を合筆する場合は、1筆増す毎に加算する。</p>	嘱託書の作成、申請、受領を行うものとする。
地目の変更	1 筆	<p>①登記簿表題部に記載されている地目に変更を生じた場合の変更の登記に適用する。</p> <p>②1 嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。</p> <p>③現地調査費は、1 嘱託書に5筆までを記載した場合でも、加算はしないものとする。</p>	嘱託書の作成、申請、受領を行うものとする。
滅 失	1 筆	<p>①土地が滅失したことを登記簿上明らかにして、その登記用紙を閉鎖するためにされる登記に適用される。</p> <p>②1 嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。</p>	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
所有者の更正	1 筆	<p>①登記簿の表題部に記載されている所有者を更正する場合の登記に適用する。</p> <p>②1 嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。</p>	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
所有者の表示 変更・更正	1 筆	<p>①登記簿の表題部に記載されている所有者の表示（住所等）を変更や更正する場合の登記に適用する。</p> <p>②1 嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。</p>	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。

○司法書士業務

「共通事項」

- 1 この単価表は、不動産の権利に関する調査及び登記事務委託に適用する。
- 2 登記に関する嘱託手続に必要な書類については、原則として委託者において収集するものとし、交付又は貸与するものとする。
- 3 単価については、法務局等における調査（調査費）及び旅費等を含む。
- 4 「1件」とは、不動産1個を基準とした嘱託の場合をいい、登記の目的、権利者、義務者、原因及び日付等が同一の場合をいう。  
また、「1通」とは、謄抄本の交付等について、請求及び受領行為を一連のものとしてとらえ、その1通あたりの単価で「1用紙」とは、不動産の場合は1個、商業又は法人の場合は1法人の事を言う。
- 5 不動産の個数が5個を超えるときは、発注者、受注者双方において協議し、不動産の個数を5個までを1申請とすることができる。
- 6 「Ⅰ. 登記に関する申請の手続」の各申請は、不動産の個数が1個を超える分について加算する。
- 7 「Ⅱ書類の作成その他」は、これを単独で委託する場合に適用する。
- 8 承継登記（会社、宗教法人、市町村等）については、所有権移転登記の単価を適用する。
- 9 この表に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別に定めるものとする。

「個別事項」

区分	単位	運 用	備 考
所有権保存	1 件	①登記簿甲区欄に初めてする登記に適用する。 ②1嘱託書で2個（筆）以上の嘱託をする場合は、1個（筆）増す毎に加算する。但し、1嘱託書には不動産の個数は5個（筆）まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領、の代理を行うものとする。
相 続	1 件	①相続を原因とする所有権移転及び所有権保存登記に適用する。 ②1嘱託書で2個（筆）以上の嘱託をする場合は、1個（筆）増す毎に加算する。但し、1嘱託書には不動産の個数は5個（筆）まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領、の代理を行うものとする。
所有権移転	1 件	①「売買」、「贈与」、「寄附」、「共有持分の一部移転」等の原因により所有権の移転をする登記に適用する。 ②1嘱託書で2個（筆）以上の嘱託をする場合は、1個（筆）増す毎に加算する。但し、1嘱託書には不動産の個数は5個（筆）まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領、の代理を行うものとする。
用益権、担保権の設定	1 件	①「地上権（区分地上権）」、「地役権」の設定等の設定登記に適用する。 ②1嘱託書で2個（筆）以上の嘱託をする場合は、1個（筆）増す毎に加算する。但し、1嘱託書には不動産の個数は5個（筆）まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領、の代理を行うものとする。

用益権、担保権の移転又は処分	1 件	①「地上権（区分地上権）」、「地役権」の移転又は処分の登記に適用する。 ②1 嘱託書で2 個（筆）以上の嘱託をする場合は、1 個（筆）増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には不動産の個数は5 個（筆）まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領、の代理を行うものとする。
登記名義人の表示変更・更正	1 件	①登記名義人の表示（住所、氏名等）に変更が生じた場合の変更の登記及び最初から登記簿の表示に錯誤又は遺漏がある場合の更正の登記に適用する。 ②1 嘱託書で2 個（筆）以上の嘱託をする場合は、1 個（筆）増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には不動産の個数は5 個（筆）まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領、の代理を行うものとする。
抹消、変更、その他 ①所有権の登記 ②所有権以外の登記	1 件	①抵当権の抹消、所有権の抹消、抵当権の順位の変更等、土地に関する権利の抹消や変更の登記に適用する。 ②抹消回復、滅失回復登記についても適用する。 ③1 嘱託書で2 個（筆）以上の嘱託をする場合は、1 個（筆）増す毎に加算する。但し、1 嘱託書には不動産の個数は5 個（筆）まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領、の代理を行うものとする。
裁判所等に提出する書類の作成	1 事件	①裁判所に申し立てる財産管理人選任の申立書作成等の手続について適用する。	

令和 年 月 日

様

前橋市長 山本 龍  
(公印省略)

令和 年度 登記及び測量業務 発注票

発注番号	
業務場所	前橋市
業務名	登記測量等業務
委託金額	金 円
関係書類	別紙図面のとおり (案内図)
担当者	
発注責任者	課
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
備考	



「委託額算定例」

分 筆

1 1筆が2筆になる場合

残地	
----	--

$$\begin{array}{l} \text{基本額} \quad \text{現地調査費} \quad \text{不動産調査報告書} \\ 20,721\text{円} + 3,493\text{円} + 5,326\text{円} = 29,540\text{円} \end{array}$$

2 1筆が3筆になる場合

残地		残地
----	--	----

$$\begin{array}{l} \text{基本額} \quad \text{分筆加算} \quad \text{現地調査費} \quad \text{不動産調査報告書} \\ 20,721\text{円} + (3 - 2) \times 4,221\text{円} + 3,493\text{円} + 5,326\text{円} = 33,761\text{円} \end{array}$$

3 同一場所の2筆がそれぞれ2筆になる場合

残地	A
残地	B

$$\begin{array}{l} \text{Aの分筆} \\ \text{基本額} \quad \text{現地調査費} \quad \text{不動産調査報告書} \quad \text{筆加算} \\ 20,721\text{円} + 3,493\text{円} + 5,326\text{円} + 963\text{円} = 30,503\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{Bの分筆} \\ \text{基本額} \quad \text{現地調査費} \\ 20,721\text{円} + 3,493\text{円} = 24,214\text{円} \end{array}$$

※現地調査書は数筆まとめて記載し、Bの嘱託にはAの現地調査書を援用する。

4 地積測量図の分属表示があった場合

残地	
----	--

$$\begin{array}{l} \text{2面となる場合} \\ \text{基本額} \quad \text{分属表示加算} \quad \text{現地調査費} \quad \text{不動産調査報告書} \\ 20,721\text{円} + 2,613\text{円} + 3,493\text{円} + 5,326\text{円} = 32,153\text{円} \end{array}$$

地目変更

5 1筆の地目変更の場合

--

$$\begin{array}{l} \text{基本額} \quad \text{現地調査費} \quad \text{不動産調査報告書} \\ 5,432\text{円} + 3,493\text{円} + 5,326\text{円} = 14,251\text{円} \end{array}$$

6 連担した5筆までの地目変更の場合

--	--	--	--	--

基本額      加算額      現地調査費      不動産調査報告書  
5,432円 + 963円×4筆 + 3,493円 + 5,326円

筆加算  
+ 963円×4筆 = 21,955円

7 連担した6筆（以上）の地目変更の場合

--	--	--	--	--	--

(1)  
基本額      加算額      現地調査費      不動産調査報告書  
5,432円 + 963円×4筆 + 3,493円 + 5,326円

筆加算  
+ 963円×5筆 = 22,918円

(2) 6筆目からは別の嘱託となる。

基本額      現地調査費  
5,432円 + 3,493円 = 8,925円

※不動産調査報告書は数筆をまとめて記載出来るので、(2)の嘱託には(1)の不動産調査報告書を援用する。